

令和２年度　ドライバー定期健康診断受診料助成のご案内

静岡県トラック協会では、会員事業所に在籍する運転者が法定の定期健康診断を受診した場合、受診に要した費用の一部を助成する事業を実施いたします。

これは、会員事業所の交通安全対策として実施するものです。詳細は下記のとおりですので、是非ご活用下さい。

記

1. 受付期間　　令和２年４月１日～令和３年２月１５日

※受付期間中であっても助成申込額が助成予算額に達した時点で終了します。

2. 助成予算　　１７，０００，０００円

3. 助成対象者

労働安全衛生規則第４４条に基づく定期健康診断を令和２年４月１日以降に受診した県内の会員事業所に在籍する運転者であり、社会保険に加入している者（被保険者本人）とする。

※雇入時の健康診断は対象と致しません。

4. 助成金額

運転者一名につき、１，０００円（一人一回限り）を助成する事といたします。
申請人数の上限は、県内営業所に登録されているエンジン付き事業用トラックの車両数と同数以内を限度とします。※１事業者あたり申請は２回まで

5. 助成の条件

以下の条件をすべて満たしていることを必要とします。

- ①静岡県トラック協会の会員となり、６ヶ月以上経過していること。
- ②本助成申請時の直近までの会費が完納されていること。
- ③社会保険に加入していること。

6. 申請方法

「健康診断受診促進助成金交付申請書」に、代表印を押印のうえ下記の書類を添付し静岡県トラック協会総務課へ提出ください。（郵送可）

- ①健康診断受診明細書（様式２）※但し、医療機関等が発行する明細書で「会社名」「受診者氏名」「健康保険者記号・番号」の記載があるもので代用可（人数がわかるよう番号を記載すること）※その際、健康診断受診明細書（様式２）の「事業所名」「健康保険者証の保険者名称」「医療機関名」を記載の上添付
- ②領収書（写）※但し、医療機関が発行するもので「会社名」「健康診断」「受診人数」の記載のあるもの（領収書に受診人数の記載がない場合、①～④の他に受診人数のわかるものを添付）
※振込の場合は②の内容の記載がある「請求書」と「振込の証明」を添付
- ③厚生労働省年金局発行の直近の「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し
- ④『助成金振込先通帳』の写し（金融機関名・支店名・カナ名義・口座番号・預金種類記載のページ）

ご不明な点は、静岡県トラック協会総務課（054-283-1910）宛てご連絡下さい。